

資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理

ご存じですか

解体工事の手続きが

必要です。(事故防止の徹底)



事前 周知

- 床面積が 10 m²を超える建築物を解体（除却）しようとする場合
除却工事の施工者は「建築物除却届」の届出が必要です。
(建築基準法第 15 条第 1 項)
- 一定規模以上の建築物を解体等しようとする場合
分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。
(建設リサイクル法第 10 条第 1 項)

分別解体等の対象となる建設工事の種別	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム工事等）	請負代金が 1 億円（税込）以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金が 500 万円（税込）以上

- 工事を始める日の 7 日前までに「届出書」の届出が必要です。(建設リサイクル法施行令第 2 条)

工事に着手する前には、近隣の方々に工事内容等の説明をすることが非常に大切です。工事の名称、建築主、請負者、工事の予定期間などを、事前にお知らせするのが有効です。特に騒音、振動、粉塵等について環境法令等に基づく届出や十分な対策を講じて工事をしましょう。

工事着手の前に調査結果報告が必要です

解体建築物に石綿（アスベスト）等が使用されている場合がありますので、事前調査を行い、安全で適正な処理の徹底強化を図ってください。

厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト

対象	種類	規模の基準
全ての建築物	解体	床面積の合計が 80 m ² 以上
	改修	請負代金が 100 万円（税込）以上
特定の工作物	解体	請負代金が 100 万円（税込）以上
	改修	



福島市では、届出書が提出された際には、「建設リサイクル法届出・通知済（ステッカー）」を交付しております。

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 建設リサイクル法

建築物等の解体工事における留意事項

■建築基準法

建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、地震や火災などに対する安全性（求められる性能）や、建築物の敷地、周囲の環境（市街地の安全、衛生等の確保）などに関する必要な基準が定められています。

工事の施工に伴う 地盤の崩落、建築物 又は工事用の工作物の 倒壊等による 危害を防止するために 必要な措置 （建築基準法第90条）	仮囲い	<ul style="list-style-type: none"> ●一定規模以上建築物解体工事を行う場合は、危害防止上支障がないときを除き、工事期間中工事現場の周囲に高さが1.8m以上の仮囲いを設ける必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・木造で高さ13m又は軒の高さ9mを超えるもの ・木造以外で階数が2以上
	根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じる必要があります。 ●建築物その他の工作物に近接して根切り工事等の掘削を行なう場合は、当該工作物の基礎又は地盤を補強して構造耐力の低下を防止し、急激な排水を避ける等その傾斜又は倒壊による危害の発生を防止するための措置を講じる必要があります。 ●深さ1.5m以上の根切り工事を行なう場合は、危害防止上支障がないときを除き、周辺の地盤の安定を保持するために山留めを設ける必要があります。
	落下物に対する防護	<ul style="list-style-type: none"> ●隣地や道路境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが3m以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合は、ダストシートを用いる等、当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じる必要があります。 ●隣地や道路境界線から水平距離が5m以内で、かつ、地盤面からの高さが7m以上にあるとき、その他落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずる恐れがあるときは、工事現場の周囲等を鉄網又は帆布で覆う等落下物による危害を防止するための措置を講じる必要があります。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●移動式クレーン（吊り上げ荷重が0.5t以上のものに限る。）を使用する場合は、危害防止上支障がないときを除き、敷板、敷角等の使用等によりその転倒による工事現場の周辺への危害を防止するための措置を講じる必要があります。 ●火気を使用する場合は、不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じる必要があります。

■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

施工者は、契約の前に、発注者へ分別解体等の計画等について書面で説明が必要です。契約書には、分別解体の方法や解体工事、リサイクル費用の記載が必要です。リサイクルが完了したら、発注者に再資源化の報告が必要です。下請契約の前に、下請負業者へ届出の内容について文書での告知が必要です。

- 届出書（変更届出書） 提出部数 1部
添付図書 分別解体等の計画等（別表1～3）、案内図、計画図又は写真、工程表、委任状

■手続きの流れ

